

2021年4月25日

新型コロナウイルス感染拡大に伴う定期乗車券・回数乗車券のお取り扱いについて

ゆりかもめでは、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い2021年4月23日(金)に政府より発出された4都府県を対象とする緊急事態宣言の受け、定期乗車券、回数乗車券につきましては、払戻しのお申し出日について下記の通りお取り扱いいたします。

記

1. 対象となるお客様

2021年4月23日(金)に4都府県(東京都、大阪府、京都府、兵庫県)を対象とした緊急事態宣言が発出されたことに伴い、定期乗車券、回数乗車券の使用を中止するため、払戻しを希望されるお客様の内、対象となる乗車券をお持ちのお客様。

※ ご注意ください。

- ・通常の払戻しと同様に、手数料220円を頂きます。
- ・定期券の払戻をご希望されるお客様は、対象の定期乗車券をご使用にならないようお願いいたします。
- ・新たな定期乗車券を購入される場合は、購入の前に払戻しをお済ませください。(対象の定期券情報が確認できなくなり払戻しをお受けいただけなくなります。)
- ・払戻額の計算方法や必要な証明書等については、ゆりかもめホームページでご確認いただけます。

(定期券) <https://www.yurikamome.co.jp/ticket/about/regular.html>

(回数券) <https://www.yurikamome.co.jp/ticket/about/many.html>

2. 対象となる乗車券

(1) 定期乗車券(但し、次に掲げる条件を全て満たすもの。)

2021年4月24日(土)までに購入されたものであって、緊急事態措置期間(2021年4月25日(日)から緊急事態措置期間を行う期間の最終日まで)の全部又は一部期間をその有効期間に含むこと。

(2) 回数乗車券

2021年4月24日(土)までに購入されたものであって、緊急事態措置期間(2021年4月25日(日)から緊急事態措置期間を行う期間の最終日まで)の全部又は一部期間をその有効期間に含むこと。

3. 払戻しのお申し出をされたものとみなす日

(1) 定期乗車券

- ① 2021年4月24日(土)までに有効開始となる定期乗車券
2021年4月24日(土)のお申し出とみなします。

注: ただし、2021年4月25日(日)以降の日に定期乗車券を使用した場合、当該定期乗車券を最後に使用した日となります。

- ② 2021年4月25日(日)以降に有効開始となる定期乗車券

ア 未使用の場合

当該定期券の有効開始前の前日のお申し出とみなします。

イ 使用した場合

当該定期乗車券を最後に使用した日のお申し出とみなします。

(例1) 2021年3月26日から有効の定期乗車券を、2021年4月25日以降一度も使用することなく払いもどしを行う場合、同年4月24日を払戻し申出日とみなして払戻しいたします。

(例2) 2021年4月4日から有効の定期券を、同年4月29日まで使用した後に、その後利用しなかった場合は、同年4月29日を払戻し申出日として払戻しいたします。

(例3) 2021年4月29日から有効の定期券を、同年5月6日まで使用した後に、その後利用しなかった場合は、同年5月6日を払戻し申出日として払戻しいたします。

(2) 回数乗車券の取扱い

2021年4月25日以降を有効期間に含む回数乗車券の場合、有効期間が満了していても有効期間内にお申し出されたものとして払戻しいたします。

4. 払戻し可能期間

緊急事態措置の終了日の翌日から1年間です。

例)2021年5月11日(火)に緊急事態措置が終了した場合は、2022年5月11日(水)までとなります。

5. 払戻し取扱い駅

(1) 定期乗車券

ゆりかもめ新橋駅・豊洲駅の定期券発売所

営業時間 8:00~20:00

(2) 回数乗車券

ゆりかもめ新橋駅・豊洲駅の駅事務室

(3)その他

○ゆりかもめの各駅から払戻し取扱い駅へお越しの際は、対象の定期乗車券・回数券は使用せず、普通乗車券または別のIC乗車券をご使用ください。購入後、乗車分の運賃を払戻しいたします。

なお、払いもどし額等のご不明点については、駅係員又はインターホンでおたずねください。

○払戻し可能期間内であれば払戻額に変わりありません。混雑防止にご理解ご協力をお願いいたします。

以上